

第2次越谷市地域福祉計画改定版

地域の新たな支え合い

～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～



平成29年10月

越谷市

はじめに

本市では、平成20年3月に「越谷市地域福祉計画」を、平成25年3月に「第2次越谷市地域福祉計画」を策定し、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことのできる福祉のまちを実現する」を基本理念とし、本市の地域福祉の将来像「地域の新たな支え合い～いきいきと暮らせる福祉のまち越谷～」を目指し、福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。

このたび、第2次計画が平成29年度で計画期間の満了を迎えるにあたり、平成27年度からスタートした生活困窮者自立支援制度に関する事項を追加するなど、必要な見直しを行った上で、計画期間を3年間延長することとしました。

近年、高齢の親と無職の子どもの同居世帯（いわゆる「8050」）や、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、就労ニーズを有するがん患者や難病患者への対応など、さまざまな問題が同時に重なり、複合的な支援を必要とする方が増えています。

このような状況の中、国では、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者など、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けた検討が進められています。本年6月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画は他の福祉計画の上位計画に位置づけられることとなりました。また、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みを同計画に盛り込むこととされました。

本市における地域共生社会の実現に向けた取り組みは、今後、国のガイドラインを踏まえ十分な検討を行い、第3次地域福祉計画に盛り込むこととし、国が目指す2020年代初頭を目途に地域共生社会に向けたさまざまな取り組みを展開してまいります。

本計画（改定版）の推進にあたりましては、引き続き、住民、地域団体、事業者等と行政とが協働により取り組んでいくことが大変重要となりますので、今後ともより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、策定にあたりまして、越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の皆様をはじめ、パブリックコメント等の実施において、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民・関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年10月

越谷市長 高橋 努



越谷市福祉憲章 (平成 11 年9月 15日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

●ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち

明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。
たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。)

●ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験

知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

(わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。
ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくります。)

●ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり

手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。
あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。)

●ともに高めよう

すこやかな 心と体

明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、こころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくります。)

目次

第1章	計画策定にあたって.....	3
1.	計画策定の背景	3
2.	計画の位置づけ	6
3.	計画の策定体制	10
4.	計画の期間	12
第2章	現状と課題.....	13
1.	本市の概要	13
2.	市民・団体意識調査結果から見た評価	16
3.	本市の地域福祉の課題	22
第3章	基本理念と基本目標.....	31
1.	計画の目指すもの	31
2.	計画の基本目標と基本方針	33
3.	計画の施策体系	34
4.	重点施策	36
第4章	基本目標に向けた取り組み.....	43
基本目標1	みんなが地域福祉に関心をもち、参画しましょう	45
基本目標2	誰もが必要な支援を受けられるようにしましょう	64
基本目標3	さまざまな福祉サービスの担い手を増やしましょう	86
基本目標4	安全で安心して住み続けられる快適なまちをつくりましょう	104
基本目標5	市民・事業者・行政の協働により地域福祉を推進しましょう.....	124
第5章	計画を推進するために.....	130
1.	推進体制	130
2.	進行管理と評価	131

資料編	132
1. 越谷市地域福祉推進協議会設置要領	132
2. 地域福祉推進協議会のこれまでの取り組み	135
3. 越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領	137
4. 越谷市地域福祉計画策定経過	141
5. 越谷市社会福祉審議会条例	142
6. 越谷市社会福祉審議会条例施行規則	145
7. 越谷市地域福祉計画改定経過	148
8. 地域福祉ネットワーク推進モデル事業のこれまでの取り組み	148
9. 用語解説	149

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く現状について

近年、少子高齢化・人口減少社会への突入、さらには先行きの不透明な経済状況や人間関係の希薄化などを背景に、生活不安とストレスが増大し、青少年や中年層の自殺、ニートやホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど、かつては想像もできなかったような社会問題が発生しています。特に、単身の高齢者世帯等が増加する中で、孤立死は大きな問題となっており、地域での見守りや連携が一層重要となっています。また、東日本大震災等の発生により、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の把握と支援方法の確立（確認）の必要性が再認識されています。

このように複雑・多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。そのため、行政による福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、地域福祉の推進に取り組むことが求められています。

(2) 国・県の動向

国は、平成19年に「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」を通知し、また、平成24年には孤立死の防止対策として「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」を通知し、さらに、平成26年には、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」を通知しました。これらは、公的サービスで対応しきれない地域における生活課題を解決するため、地域の実情に応じて、必要な機関が連携し情報を共有することで、より有効な方策等を積極的に推進するために示されたものです。

埼玉県においては、平成27年3月に第4期埼玉県地域福祉支援計画が策定され、『「地域デビュー」「おせっかい」「ネットワーク」で地域力を高める埼玉づくり』を計画の理念とし、「地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり」「孤立を防ぎ、見守り、支え合う地域づくり」「地域福祉を支える担い手づくり」「福祉サービスを適切に利用できる環境づくり」「計画の推進・市町村への支援」を大き

な柱として取り組むこととしています。

(3) 計画策定の経緯

越谷市では、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく住み続けられるよう、社会福祉法第107条の規定に基づき、平成20年3月に「越谷市地域福祉計画」を策定し、「越谷市福祉憲章」の理念のもと、「第4次越谷市総合振興計画」に基づく福祉分野の個別計画を本計画の対象範囲としてとらえ、横断的につなげることで、市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。

しかし、本市においても、一人暮らしの高齢者や災害時要援護者の対応の問題、また、子どもや高齢者に対する虐待が顕在化してきており、行政による福祉サービスだけでは対応が難しいケースも出てきています。

その一方、地域では、自治会、コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO団体、社会福祉協議会等が積極的に福祉活動に取り組んでいます。

今後も、すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現するためには、さまざまな生活課題に地域全体できめ細かく取り組む仕組みや福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを、市民と行政とが協働のもとに進めていく必要があります。

そこで、社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ、これまで取り組んできた現行の地域福祉計画の評価や必要な見直しを行い、市民や地域のさまざまな活動主体が自分の地域に関心を持ち、互いにつながり、助け合い、支え合うような関係づくりを進め、「誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、平成25年3月に第2次越谷市地域福祉計画を策定しました。

このたびの改定は、平成27年度からスタートした生活困窮者自立支援制度に関する事項を追加するなど一部見直しを行った上で、上位計画である越谷市総合振興計画と整合性を図るため、計画期間を3年間延長するものです。

なお、現在、国では「地域共生社会の実現」に向けた検討が進められています。本市における地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みについては、今後、国のガイドラインを踏まえて十分な検討を行い、第3次越谷市地域福祉計画に盛り込むこととします。

(4) 地域福祉とは

毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとりにはさまざまな不安やストレスを抱えて暮らしています。たとえば「一人暮らしの不安」「子育ての相談やサポート」「隣

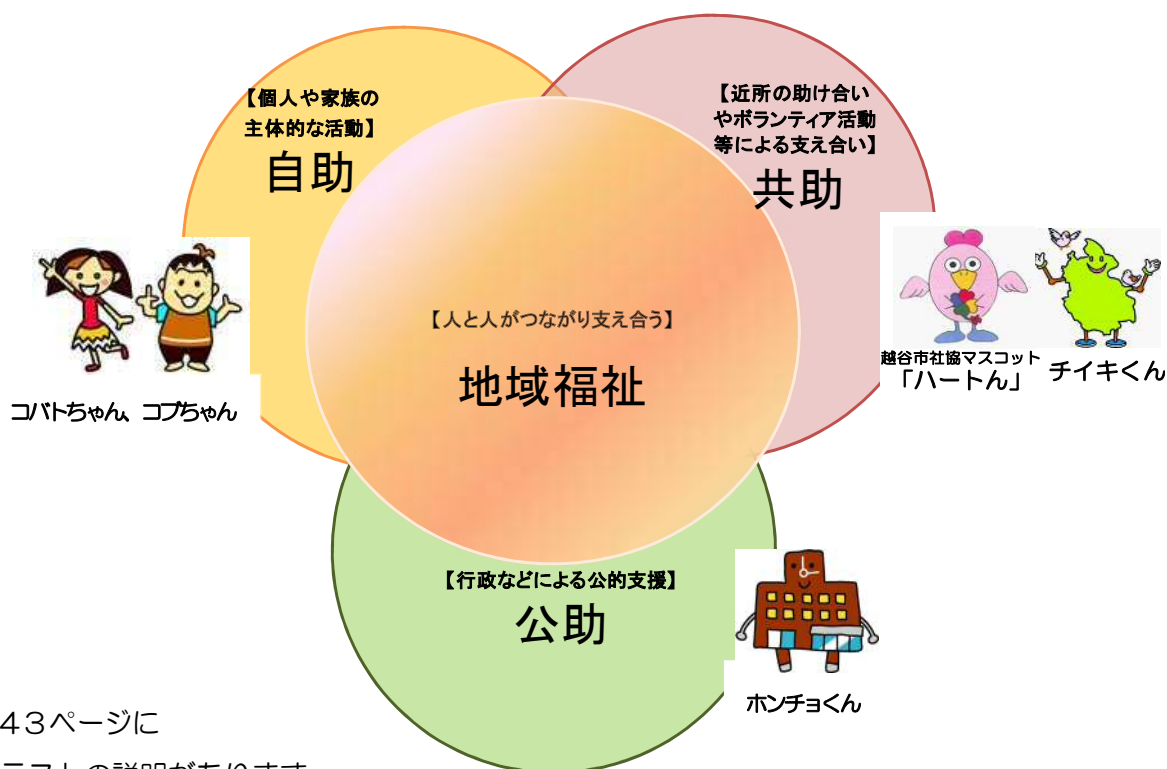
人との交流」といった問題です。このようなさまざまな問題を解決するためには、地域で「つながり」「支え合う」ことが重要になります。

誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくために、人と人との「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などにより生活形態が多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場になりうる時代となっています。互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つながり」「支え合い」の仕組みをつくる計画が、地域福祉計画です。

地域福祉の推進は、住民、地域で活動する団体等及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となります。それは、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（共助）」「行政の責任による公的支援（公助）」の役割を果たすことにより、日常生活の課題を解決していこうとする取り組みです。

この考え方は、地域にはそれぞれ異なる個性を持った人々が暮らし、ほかの人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で、個性を尊重しつつ、互いに協力してお互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくるということが背景となっています。

■図表1 「自助」「共助」「公助」のイメージ



※43ページに
イラストの説明があります。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画策定の意義・目的

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」を目的として定めるものです。

地域福祉を推進するためには、地域社会で発生する課題を解決し、誰もが健康で生きがいを持って安心して地域で生活できるようにするため、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

第2次越谷市地域福祉計画（改定版）の策定にあたっては、これまでの計画の現況・進捗状況を把握するとともに、社会の変化や福祉医療政策の動向、市民ニーズの把握など、多様な福祉課題を整理しながら、越谷市自治基本条例や第4次越谷市総合振興計画を踏まえつつ、高齢者保健福祉計画や障がい者計画などの福祉関連個別計画との整合性を図り、施策や事業での連携が取れた計画として策定するものです。

※社会福祉法から抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 法律上の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉計画の目標として「1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を一体的に定める計画として策定します。

なお、平成19年8月及び平成26年3月の厚生労働省からの通知により、市町村の地域福祉計画には、「要援護者支援方策」及び「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むことになっています。

※社会福祉法から抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※平成19年8月10日社援発第0810001号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋
市町村地域福祉計画の策定について

～略～ 地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたところであるが、今般、その盛り込むべき具体的な事項を別添「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（以下「要援護者支援方策」という。）のとおり定めたので通知する。

(別添) 要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
3. 要援護者の支援に関する事項

※平成26年3月27日社援0327発第13号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋
市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

～略～ この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

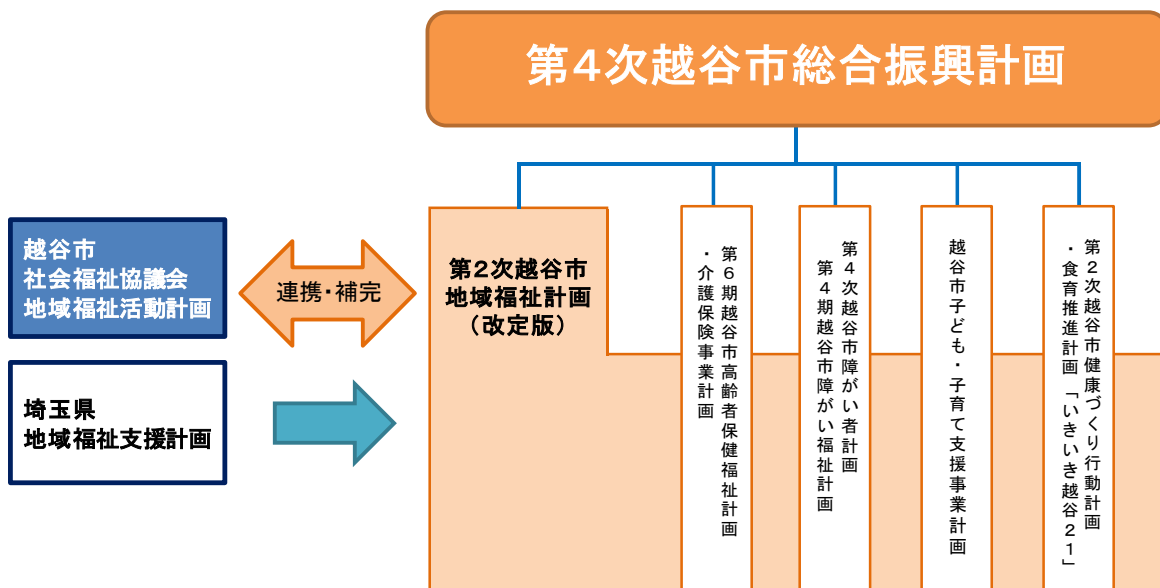
(別添) 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

(3) 他の福祉分野の計画との関係

この計画は、越谷市自治基本条例の理念と第4次越谷市総合振興計画に基づき、越谷市の地域福祉を推進するための共通理念や基本目標を示すほか、保健福祉分野における各個別計画などと整合性を図りながら地域福祉を総合的に推進する計画です。

■図表 2 他の福祉計画との関係



■第6期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条8の規定に基づき高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的に定めた計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めた計画です。

■第4次越谷市障がい者計画

「越谷市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、越谷市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

■第4期越谷市障がい福祉計画

「越谷市障がい福祉計画」は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、越谷市の障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めた計画です。

■越谷市子ども・子育て支援事業計画

「越谷市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子ども・子育て支援新制度に基づいた支援策の充実を図るとともに、すべての子育て家庭を対象として、越谷市が今後進めていく子育ての支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画です。

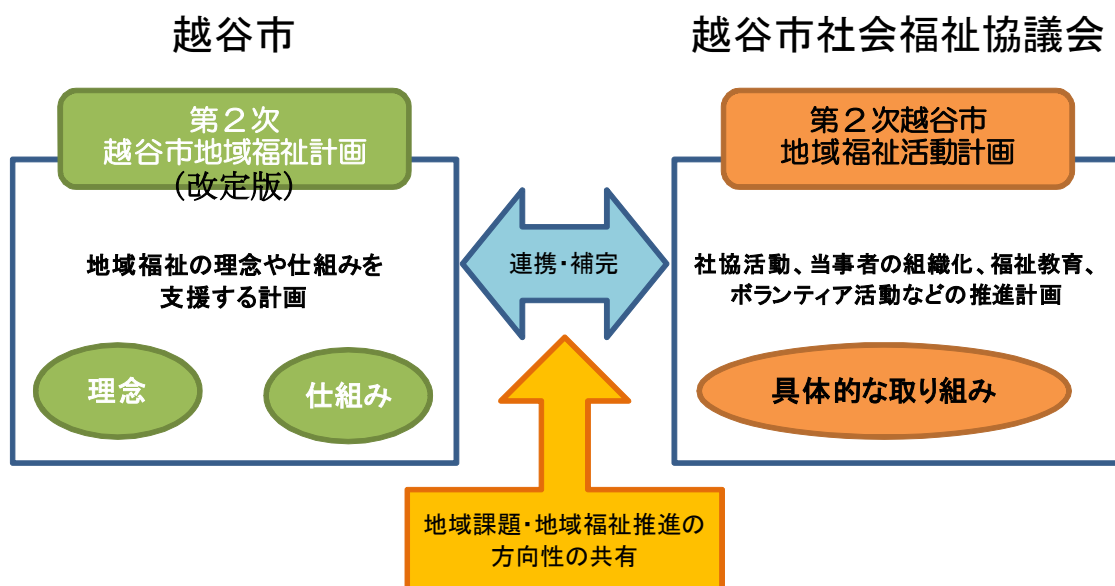
■第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」

「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画」は、健康増進法第8条及び食育基本法第18条の規定に基づき、本市の健康及び食に関する課題を明らかにし、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことにより、健康増進及び食育推進を図ることを目的とした計画です。

(4) 第2次越谷市地域福祉計画（改定版）と第2次越谷市地域福祉活動計画との関係
市の行政計画に位置づけられている「地域福祉計画」が、公的なサービス及びそれと住民等による福祉活動との連携・協働による総合的なサービスの内容であるのに対し、地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が、住民等の福祉活動及び地域福祉の実現を支援するための活動の内容を計画化したものとして「地域福祉活動計画」があります。

この2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であることから、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針のもとに策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。

■図表 3 第2次越谷市地域福祉計画（改定版）と第2次越谷市地域福祉活動計画との関係



3. 計画の策定体制

(1) 第2次地域福祉計画の策定体制

第2次地域福祉計画の策定体制については、庁内組織として関連部課長職で構成する「検討委員会」、さらに、関係各課の副課長職及び係長職で構成された「検討委員会作業部会」を設置し、地域福祉を推進するための諸施策について検討・協議を行いました。

また、地域福祉計画を市民及び各団体と協働で推進するための組織として設置された「越谷市地域福祉推進協議会（平成20年10月30日設置）」において、現行計画の評価や課題の整理などを行い、見直しにあたって、調整、連携を図りました。

社会福祉協議会では、市の地域福祉計画の策定に合わせて地域福祉活動計画を策定することから、市及び社会福祉協議会は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が連携の取れた計画とするため、作業部会での計画原案の調査研究などにおいて、社会福祉協議会にオブザーバーとして加わってもらい連携を図っています。

計画づくりの基礎資料を得ることを目的に、次のとおり、平成24年6月にアンケート調査を実施しました。

調査名	調査対象者	調査方法	配布数	回収数（回収率）
地域福祉に関する アンケート調査	20歳以上の住民	郵送	1,820	753（41.4%）
	福祉関連団体	郵送	700	473（67.6%）

市民の意見を反映させるために平成24年11月15日～平成24年12月14日の期間においてパブリックコメントを実施しました。

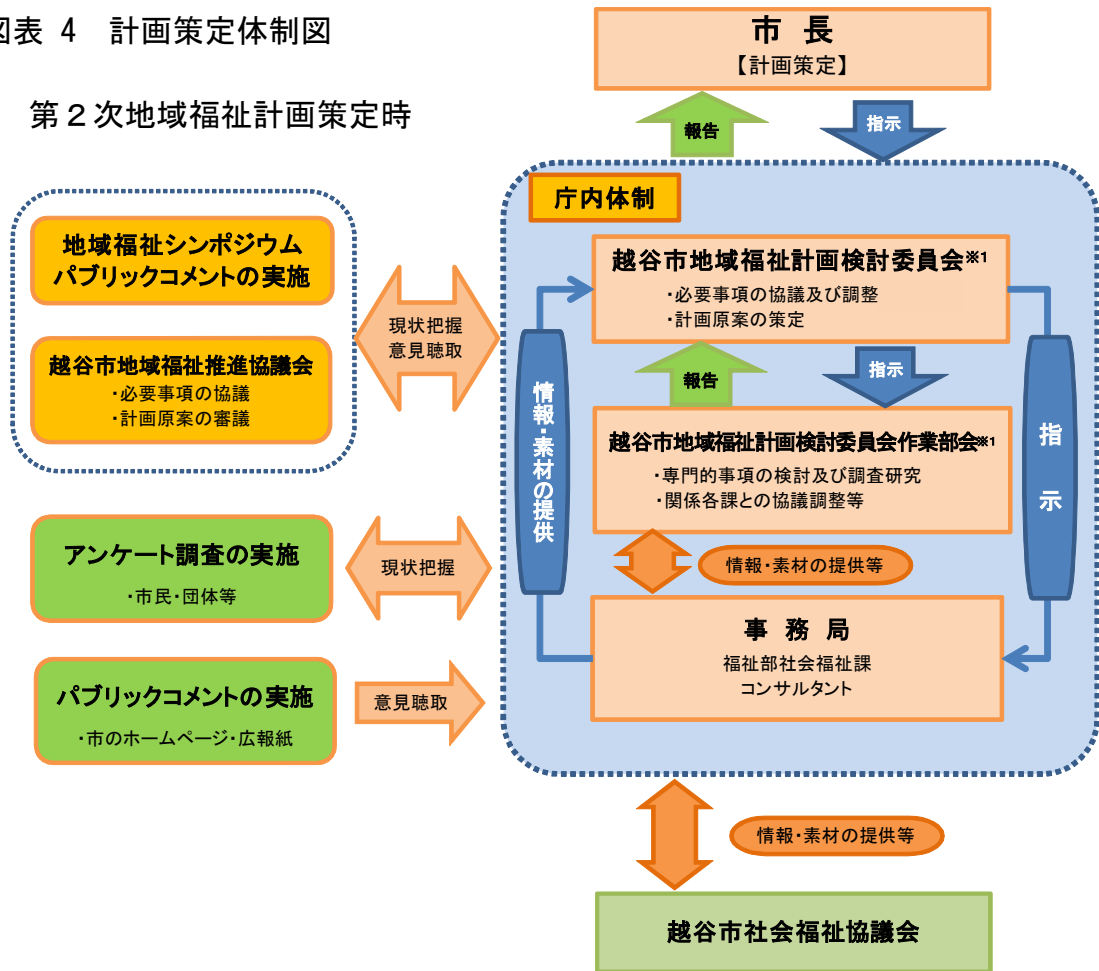
(2) 第2次地域福祉計画（改定版）の策定体制

第2次地域福祉計画（改定版）の策定にあたっては、新たに庁内組織は設置せず、事務局である福祉推進課と関係各課とで協議・調整の上、改定版の原案を作成しました。改定版の原案については、地域福祉に関する事項を調査・審議する「地域福祉専門分科会」において、その見直しに向け、調査・審議を行い、既存の庁内連絡会議の活用を図りました。

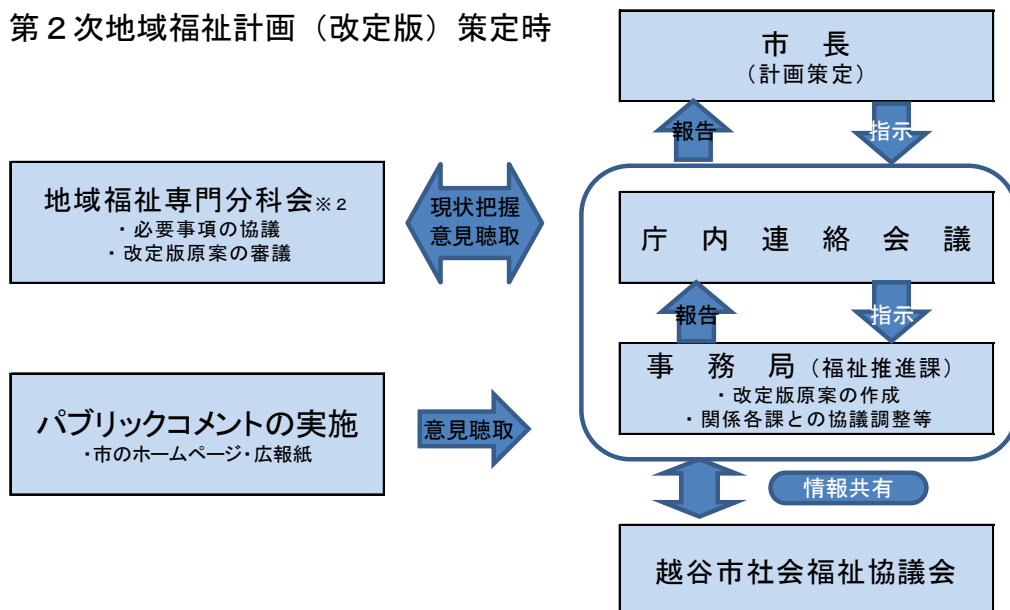
また、市民の意見を反映させるため、平成29年3月15日～平成29年4月13日の期間においてパブリックコメントを実施しました。

■図表 4 計画策定体制図

(1) 第2次地域福祉計画策定時



(2) 第2次地域福祉計画（改定版）策定時



※1 越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領、構成委員名簿は資料編（137 ページ）参照

※2 越谷市社会福祉審議会条例、同条例施行規則、構成委員名簿は資料編（142 ページ）参照

4. 計画の期間

第2次越谷市地域福祉計画は、平成25年度から5か年の計画として策定し、平成29年度で計画期間の満了を迎えます。

一方、近年、福祉分野における分野横断的かつ包括的に適切な支援を提供する仕組みづくりが課題となっています。

国では、「地域共生社会の実現」に向けた検討が進められており、実現に向けた具体的な取り組みは、地域福祉計画に盛り込むこととされました。

そこで、現行の第2次地域福祉計画については、空白期間が生じないように必要な見直しを行った上で計画期間を3年間延長し、上位計画である総合振興計画との整合を図るとともに、本市の「地域共生社会の実現」に向けた取り組みについて、今後、国のガイドラインを踏まえ十分な検討を行い、第3次地域福祉計画に盛り込むこととします。

■図表 5 第2次越谷市地域福祉計画（改定版）及び関連計画の計画期間

